

来年度から市立中学校で使う 教科書を選びました

問い合わせ 総務学事課 ☎ 592185

市内の小・中学校に通う子どもたちが使用する教科書は、市教育委員会が採択権限を持っています。

平成28年度から平成31年度に使用する中学校用教科書の採択を行いましたので、採択結果や教科書採択制度の概要などを紹介します。

採択結果など

「平成28年度大竹市使用教科用図書採択方針」に基づき事務を進め、表1のとおり採択されました。（採択結果などは、市ホームページにも掲載しています）

また、採択までの経過は、表2のとおりです。



【表1】採択結果

科目	種目	発行者
国語	国語	東京書籍
	書写	光村図書出版
社会	地理的分野	東京書籍
	歴史的分野	東京書籍
	公民的分野	日本文教出版
	地図	帝国書院
数学	数学	新興出版社啓林館
理科	理科	東京書籍
	一般	教育芸術社
音楽	器楽合奏	教育芸術社
美術	美術	光村図書出版
保健体育	保健体育	東京書籍
技術・家庭	技術分野	開隆堂出版
	家庭分野	東京書籍
英語	英語	東京書籍

【表2】平成27年度採択事務の経過

4月30日	教育委員会 平成28年度大竹市使用教科用図書採択方針を制定
5月13日	第1回選定委員会 選定委員委嘱・任命 正副会長選出 調査研究会の調査項目決定
5月25日	調査員委嘱 調査項目伝達、教科別に調査研究開始
6月19日 7月2日	教科書展示会 (市役所1階 情報公開コーナー)
7月14日	調査員による調査研究終了 選定委員会に調査研究報告書提出
7月28日	第2回選定委員会 調査員（各教科の代表）により調査研究報告書の説明
8月5日	第3回選定委員会 教育委員会に推薦する全ての教科書の選定作業終了 報告書作成
8月12日	教育委員会 選定委員会会長より選定調査結果の報告 教科書採択

法令に規定されている
基本的事項

① 文部科学省の検定を経たもの、または、文部科学省が著作の名義を有するものを教科書として使用する。

② 県教育委員会が設定する採択地区ごとに同一の教科書を使用する。

※ 採択地区：大竹市では市全体が一つの採択地区

③ 「種目（＝教科ごとに分類された単位）」ごとに一種の教科書を採択する。

④ 当該教科書を使用する年度の前年度の8月31日までに採択する。

⑤ 採択された教科書は原則として4年間使用する。

市の教科書採択のしくみ

市教育委員会の役割

中学校教科用図書選定委員会に対し、採択基本方針に基づく教科書の調査研究を依頼し、その報告・推薦に基づき、市教育委員会の権限と責任において、教科書を種目ごとに一種採択します。

教科用図書選定委員会の役割

市教育委員会からの諮問を受け、次の職務を実施し、結果を市教育委員会に答申（報告）します。

○ 調査員への調査研究依頼

○ 調査員の調査研究結果に基づき協議、選定報告書の作成

調査員の役割

中学校の教科ごと（9科目）に設置。中学校教科用図書選定委員会の設定した調査項目に基づき、全ての教科書について調査研究を行い、各教科書の特色を明らかにして、その結果を選定委員会に報告します。

